

## 建設業退職金共済制度の普及徹底と証紙購入について

- 1 工事の受注業者は、建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を貼付した建設業退職金共済制度掛金収納書届(以下「収納書届」という。)を契約締結後1か月以内(工期が短い場合は、遅滞なく。)に工事担当課へ証紙購入に当たっての計画・考え方を示し、証紙貼付不足が生じないことを説明して提出してください。
- 2 工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合は、あらかじめ、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により工事担当課に申し出てください。
- 3 請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までには工事担当課に提出してください。なお、請負契約額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出てください。
- 4 共済証紙の購入については、次のいずれかによることとします。
  - (1) 労務計画書(別紙様式参照。類似様式可)等の提出によって、建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握できる場合は、必要な枚数を購入してください。
  - (2) 対象労働者数及びその就労予定日数の的確な把握が困難である場合、独立行政法人勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について(下表)」を参考とする際には、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、下表の該当する率に[対象工事における労働者の建退共制度加入率]／70%を乗じた値を参考にしてください。なお、この場合は[対象工事における労働者の建退共制度加入率]を把握し、収納書届に記入してください。
- 5 受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付してください。
- 6 下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付してください。
- 7 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もありますので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めてください。
- 8 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがあります。なお、共済証紙の受払簿は竣工時に工事担当課へ提出してください。
- 9 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な場合については、指名・工事成績等について考慮することがあります。

「共済証紙購入の考え方」の表(独立行政法人勤労者退職金共済機構より)

\* 「共済証紙購入の考え方」の表等は変更される場合がありますので、最新のものを確認してください。

\* 建退共制度については、独立行政法人勤労者退職金共済機構のホームページに掲載されています。

工事種別	土 木					
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木
総工事費 1,000 ～ 9,999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000 ～ 49,999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000 ～ 99,999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000 ～ 499,999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別	建 築		設 備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設備
総工事費 1,000 ～ 9,999千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000 ～ 49,999千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000 ～ 99,999千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000 ～ 499,999千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

(注) 総工事費とは請負契約額(消費税相当額を含む。)と無償支給材料評価額の合計額をいう。